

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、宇多津港港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成22年3月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 日時 平成22年3月26日（金曜日）午前10時から
- 2 場所 坂出市江尻町1355 香川県中讃土木事務所3階第3会議室
- 3 指定変更により指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
東柘塩田 (宇多津町)	基点第3-1号から329度31分に引いた線、基点第3-1号から基点第4号までを順次に結んだ線及び基点第4号から329度43分に引いた線及び水際線により囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第3-1号	四等三角点三浦（北緯34度18分11.1745秒、東経133度48分27.6182秒）から33度09分、207.5メートル、綾歌郡宇多津町浜3番丁219番地6の表示杭
第3-2号	基点第3-1号から239度31分、348.8メートル、綾歌郡宇多津町浜3番丁219番地5の表示杭
第3-3号	基点第3-2号から285度26分、8.0メートル、綾歌郡宇多津町浜一番丁219番地4の表示杭
第3-4号	基点第3-3号から329度20分、64.4メートル、綾歌郡宇多津町浜一番丁219番地4の表示杭
第4号	基点第3-4号から313度16分、29.2メートル、綾歌郡宇多津町浜一番丁219番地4の表示杭